

日野市立学校健康診断に係る補助員設置要項

令和5年1月26日

(目的)

第1条 この要項は、日野市立学校（以下「学校」という。）において、学校保健安全法第13条に基づき実施している児童生徒の定期健康診断及び学校保健安全法第11条に基づき実施している就学時健康診断について、補助員（以下「健診補助員」という。）を配置し、健康診断の円滑な実施及び適正な事務処理を確保することを目的とする。

(職務)

第2条 健診補助員は、次の各号に掲げる業務に従事するものとする。

- (1) 定期健康診断〔内科、眼科、耳鼻科、歯科（歯科記録有）〕等の補助業務
- (2) 定期健康診断にかかる事務処理
- (3) 就学時健康診断の補助業務
- (4) その他、健康診断にかかる業務

(期間)

第3条 健診補助員を配置することができる期間は、当該年度の定期健康診断及び就学時健康診断の実施期間とする。

(勤務時間等)

第4条 学校は、予算の範囲内において、健診補助員を活用することができる。

- 2 勤務日は、第3条に規定する期間とする。
- 3 勤務時間は、1日あたり原則3時間までとする。ただし、やむを得ない事情がある場合は、この限りではない。
- 4 連続して6時間以上勤務する場合には、45分の休憩時間をとるものとする。
- 5 同一日の午前及び午後において勤務する学校が異なる場合、学校間の移動にかかる時間は勤務時間外とする。また、移動にかかる費用は謝礼額に含むものとする。

(謝礼及び支払い方法)

第5条 教育委員会は、学校からの報告に基づき、1時間あたり1,200円（交通費を含む）を支払うものとする。

- 2 健診補助員から教育委員会に対し、次の各号に定めるいずれかの書類の提出等があった場合、当該健診補助員の謝礼について、1時間あたり500円を加算して支払うものとする。
 - (1) 歯科衛生士免許証の写し
 - (2) 看護師免許証の写し
 - (3) 養護教諭として小学校、中学校又は高等学校に勤務した経験を証明する書類

- 3 支払い方法については、実施した月の翌月末までに本人口座にまとめて振り込むものとする。

(教育委員会の責務)

第6条 教育委員会は、健診補助員の確保及び配置について学校を支援する。

- 2 教育委員会は、健康診断補助員に対して、毎月の実績に応じて謝礼の支払い及び傷害保険の加入を行う。

(健診補助員の責務)

第7条 健診補助員は、校長等の管理下で健診補助を行うものとする。

- 2 健診補助員は、健康診断補助を通して知り得た事項を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(事故の補償)

第8条 教育委員会は、健診補助員が勤務時間中に事故を負った場合は、第6条2項の保険が適用される範囲において補償する。

- 2 学校は、事故が発生したときは事故発生届を速やかに教育委員会に提出する。

(健診補助員の取り消し)

第9条 教育委員会は、健診補助員が適性を欠く場合は、健診補助員としての登録を取り消すことができる。

(その他)

第10条 この要項に定めるものの他、健診補助員の設置について必要な事項は、教育委員会が定めるものとする。

付則

この要項は、令和5年1月26日から施行する。